

# 被災地への災害義援金の募集について

## (募集要綱)

公益社団法人 日本書芸院

### 1. 趣旨

日本書芸院では、自然災害で被災された皆様へのお見舞いのために義援金募集を行っています。お寄せ頂いた義援金は日本赤十字社を通じ、被災県の行政、共同募金会、日本赤十字社支部等で構成される義援金配分委員会に集約され、同委員会の配分基準に基づき、被災地の市町村を通じて被災された皆様にお届けいたします。

温かいご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

※日本赤十字社の義援金受付期間終了後にお寄せ頂いた義援金は被災県の行政、共同募金会等へ直接お届けする場合がございます。

- ・決して強制するものではありません。
- ・金額の多寡は問いません。
- ・ご協力いただいた方の個人情報を守ります。

### 2. 送金先

①義援金の名称（災害の名称）を明記し、ゆうちょ銀行または現金書留にてご送金をお願いします。

義援金の名称 「〇〇〇〇災害義援金」

ゆうちょ銀行 口座番号：00920-5-138152 加入者名：公益社団法人日本書芸院

振込用紙「ご依頼人」名の上部に義援金の名称を必ずご記入ください。

(振込票と振込票の控えの2カ所)

現金書留 公益社団法人 日本書芸院「〇〇〇〇災害義援金」係

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31OMMビル7階

☎06-6945-4501

宛先に義援金の名称を必ずご記入ください。

②義援金は個人名でも受付いたしますが、会派・教室等でおまとめいただき幅広くご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

③当院の口座及び現金書留でご寄付いただいた義援金は、すべて日本赤十字社を通じ被災された方々にお届けいたします。

※日本赤十字社の義援金受付期間終了後にお寄せ頂いた義援金は被災県の行政、共同募金会等へ直接お届けする場合がございます。

### 3. 取扱期間

常時受け付けています。皆さまの温かいご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

#### 税制優遇措置を受けるために必要な証明書類について

ゆうちょ銀行からご送金の場合「振込票の控え」が、領収書の代わりとなります。現金書留の場合は領収書を発行いたします。当院にお寄せいただいた義援金は、税制上の優遇措置対象（特定寄附金に該当）となりますが、この優遇措置を受けるためには、確定申告時、「振込票の控え」又は「領収書」及び振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが確認できる本要項の添付が必要となります。